

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・仙台市介護保険審議会 合同委員会 議事録

日 時：令和8年8月6日（木）15時00分

場 所：仙台市役所本庁舎8階 第1委員会室

【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員】

○出席者

安部 佳子委員・阿部 重樹委員・安藤 健二郎委員・猪又 隆広委員・小野寺 美千子委員・  
加藤 伸司委員・金子 和明委員・河村 孝幸委員・宍戸 衡委員・平形 博司委員・山口 強委員  
(11名, 五十音順)

○欠席者

大西 憲三委員  
(1名)

【仙台市介護保険審議会委員】

○出席者

浅倉 恵子委員・石附 敬委員・植野 大作委員・鹿野 英生委員・神山 順子委員・狩野 クラ子委員・  
草刈 拓委員・久米 大介委員・栗山 進一委員・駒井 伸也委員・佐々木 心委員・佐藤 清巳委員・  
菅原 富士子委員・鈴木 徳子委員・高橋 順子委員・鶴田 弥生委員・土井 勝幸委員・  
橋本 治子委員  
(18名, 五十音順)

○欠席者

大内 修道委員・渡邊 純一委員  
(2名, 五十音順)

【事務局】

白岩保険高齢部長・小笠原高齢企画課長・内藤地域包括ケア推進課長・  
伊藤地域包括ケア推進課認知症対策担当課長・松田介護保険課長・雫石介護事業支援課長・  
飯間健康政策課長・鈴木高齢企画課事業推進担当課長・渡部高齢企画課企画係長・  
横尾高齢企画課在宅支援係長・久我地域包括ケア推進課総合事業企画推進担当係長・  
峯岸地域包括ケア推進課地域包括支援係長・松本地域包括ケア推進課介護・フレイル予防推進係長・  
関介護保険課管理係長・齋藤介護保険課介護保険係長・植木介護保険課介護人材確保室長・  
水口介護事業支援課施設指導係長・菅原介護事業支援課ケアマネジメント指導係長

【会議内容】

1. 開会

2. 議事（福壽委員長による進行）

会議公開の確認 → 異議なし（傍聴者なし）

議事録署名委員について、加藤委員・神山委員に依頼 → 委員承諾

(1) 仙台市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）について

①評価指標及び計画骨子案について

高齢企画課長から説明（資料1、資料2）

<質問事項>

○栗山委員

大変わかりやすくなって、具体的なものも見えて大変すばらしいと思った。

施策2の指標だけ高い目標値になっている理由は何か。

○地域包括ケア推進課長

施策2の指標であるアクティブシニア・ボランティアポイント制度は、昨年途中から始めた取組であり、対象となる活動も限定的であった。今年度からは通年で取り組み、活動の対象範囲も拡大している。そのため、やや意欲的な目標設定かもしれないが、事業の拡充を踏まえ、当該目標を設定している。

○栗山委員

施策2の指標について理解した。令和7年度の実績だけでは目標値の妥当性を判断することは難しいが、目標値の設定に当たっては、これまでの推移も踏まえて検討されたものと理解してよいか。

○高齢企画課長

資料には令和7年度の実績のみを記載しているが、目標値の設定に当たっては、過去の実績や傾向等を踏まえた上で設定している。

○石附委員

各取組についても、それぞれ個別に目標を設定されるのか。

○高齢企画課長

第1回合同委員会において、各事業の実績等について報告したところであるが、100を超える事業が施策の下に位置付けられているため、個々の事業実績を見ても、施策全体としてどのような成果があったのか分かりにくいところのご意見をいただいたところである。そこで、施策ごとに指標を設定し、それに基づいて評価を行うこととしたものである。

現時点では、施策ごとに代表的な指標を示し、その達成状況をもって評価していただくことを考えている。

○石附委員

各取組を実施した結果として、当該計画が目指す最終的な成果を示すものが、これらの指標であるとの理解でよいか。

○高齢企画課長

例えば、方針Ⅰには施策1から施策3までを位置付けており、それぞれの施策ごとに指標を設定している。これらの施策に基づく取組を推進することで、方針Ⅰに掲げる計画全体の評価指標である「出現率」の抑制につなげていきたいと考えている。すなわち、各施策の指標達成に向けた取組を実施することに

より、上位に位置付けられる計画全体の評価指標の目標達成を目指すものである。

(1) 仙台市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）について

②方針Ⅱについて

高齢企画課長から説明（資料3）

<質問事項>

○草刈委員

資料3の施策5「在宅医療・介護連携の強化」について伺う。

まず、「医療・介護資源の把握と共有」について、現時点でどの程度まで資源を把握できているのか、また、その情報が庁内での活用にとどまらず、フォーマル・インフォーマルを含めた地域資源についてデータ化され、外部からも活用できる状況にあるのか。

また、多職種連携を進める上でも、地域資源に関する情報が共有されることは重要であるが、こうした資源情報を関係者が閲覧できる仕組みが整備されているのか。ICTの活用についても話があったが、外部からデータを閲覧できる環境があるのか併せて伺いたい。

加えて、「地域の通いの場など多様な地域資源の情報発信強化」とあるが、具体的にどのような方法で情報発信を行っているのか伺いたい。市民の中にはウェブやICTの活用が難しい方も少なくないと考えられる。ウェブによる情報発信に加え、ポスターや掲示物など、誰もが視覚的に情報を得られる手段も必要ではないかと考える。例えば、高齢者や介護・支援を必要とする方が日常的に利用するスーパーや生協、シルバーセンターなど、身近な場所で情報に触れられる環境づくりも重要である。そのため、ICTを活用した情報発信と、デジタル機器を利用しない方でも情報を得られる情報発信の両面について、どのような取組や検討を行っているのか伺いたい。また、フォーマル・インフォーマルを含む地域資源について、誰もが確認できる情報提供の仕組みを整備する考えがあるのかについても併せて伺いたい。

○地域包括ケア推進課長

まず、在宅医療に関するデータの把握に関して、フォーマル・インフォーマルを問わず把握しているのかとの質問については、医療機関などのフォーマルな資源のほか、在宅医療に直接関わるものに限らず、例えば、安否確認サービスなど地域で活用できるインフォーマルな資源についても把握しているところである。

次に、地域資源に関するデータの外部閲覧についてであるが、現時点では、地域資源に関する情報は内部の管理システムにおいて把握・管理している状況であり、各地域包括支援センターにおいて、それぞれの圏域内の地域資源に関する情報について、相談支援を行う際に必要に応じて利用者へ情報提供を行っている。今回、取組の拡充としてお示ししているウェブを活用した情報提供については令和9年度から実施する予定である。

最後に、情報発信の方法についてであるが、今後はウェブを活用した情報発信を進めることで利便性の向上を図っていく予定である。一方で、現状においても在宅医療に関するポスターやチラシの配布を行っており、ウェブによる情報発信だけでなく、紙媒体を活用した周知についても並行して進めていくことが重要であると考えている。

○草刈委員

地域資源に関するデータの閲覧については、一定の利用制限が設けられていても差し支えないと考え

るが、医療・介護に携わる関係職種が、市と同様にフォーマル・インフォーマルを含む地域資源の情報を共有し、活用できるシステムの構築を進めていただきたい。

また、情報発信については、高齢者の中にはウェブによる情報取得が難しい方も多いことから、ポスターや掲示物などを活用した周知が重要であると考え。市民が日常的に利用する地域の身近な場所において、「どのようなサービスが利用できるのか」「市がどのような取組を行っているのか」「どこに相談すればよいのか」といった情報が分かりやすく、常に目に留まる形で発信されることを期待する。

仙台市が実施している介護保険事業や関連施策について、市民が中心市街地や各地域において日常的に情報に触れられるよう、積極的な広報に取り組んでいただきたい。

#### ○山口委員

地域で高齢者を見守る体制づくりは非常に重要であると考えている。一方で、「アイ・アイキンジョパトロール」については、今回初めて耳にした取組であるため、どのような活動内容なのか伺いたい。

また、高齢者を見守る体制づくりを進めるに当たっては、地域包括支援センターの役割も重要であると考え。実際の活動においても、地域包括支援センターとの連携は非常に重要であるため、見守り体制の構築に当たっては、その位置付けについても検討していただきたい。

さらに、「高齢者を重層的に見守る体制」という表現は理解できるが、やや抽象的で分かりにくい印象を受ける。計画に記載する際には、市民や関係者に伝わるよう、より分かりやすい表現について検討していただきたい。

#### ○高齢企画課長

まず、「アイ・アイキンジョパトロール」は市民局が実施している事業であり、地域でウォーキングや犬の散歩などを行う市民が、防犯意識を持ちながら地域を見守るボランティア活動である。日常的な活動の中で気付いたことがあれば、必要に応じて関係機関へ連絡するなどの対応を行うものであり、その普及促進や活用を図っている。

#### ○山口委員

「アイ・アイキンジョパトロール」については、登録先や参加方法などを市民に対してどのように周知されているのか。

#### ○高齢企画課長

「アイ・アイキンジョパトロール」については、市民生活課が事務局となって運営しており、同課において参加者の募集及び登録を行っている。登録した市民は、散歩など日常生活の中で地域を見守り、異変や気付いたことがあった場合には、市民生活課へ報告する仕組みとなっている。

#### ○山口委員

より積極的な広報・周知に取り組んでいただきたい。また、地域の中で誰が活動しているのか把握できる仕組みになっているのか。

#### ○高齢企画課長

地域で誰が「アイ・アイキンジョパトロール」の活動を行っているのかについては、公表していない。個人が登録して活動する制度となっており、活動者の氏名等が地域で分かる仕組みにはなっていないが、

活動時には登録証を着用することとなっている。

#### ○山口委員

「アイ・アイキンジョパトロール」は非常に重要な取組であると思うが、地域で活動している方が誰なのか分からない状況では、地域内での連携につながりにくいのではないかと感じる。地域で見守り活動を行う上では、住民同士のつながりや情報共有が重要であり、例えば自分の地域で誰が見守りボランティアとして活動しているのかが分かれば、日常的なあいさつや情報交換を通じて、より効果的な見守り活動につながるのではないかと。

かつて防犯協会による見守り活動などでも、犬の散歩をしながら地域を見守る取組が行われていたが、同様に、日常生活の中で地域を見守っている方々は多くいると思われる。私自身、この取組について今回初めて知ったところであり、認知度向上のためにも、広報活動の充実をお願いしたい。

#### ○高齢企画課長

事業の内容や参加方法について広く市民に周知するとともに、地域住民が見守り活動の担い手を認識できるようにすることで、日常的な声掛けや情報共有など、地域における連携の促進にもつながるとのご意見として、所管課に伝えていきたい。

#### ○地域包括ケア推進課長

先ほど山口委員から、「地域で高齢者を見守る体制づくり」の中に地域包括支援センターの取組も位置付けるべきではないかのご意見があった。この施策の該当箇所については、直接的な声掛けや見守り活動を中心に記載してきたところである。

一方で、地域包括支援センターの業務にも、高齢者の状況把握といった役割が含まれていることから、ご意見の趣旨も踏まえ、地域包括支援センターの関わりが分かるような記載についても検討していきたい。

#### ○阿部委員

各項目における新規の取組については、それぞれの欄の最下段に記載されているものと理解している。その上で、資料3,4ページ上段の囲み部分についても、下から2つ目に新規の取組が記載されているが、その内容は、上から2つ目の取組と関連するものと見受けられる。

最終的に計画書を策定する際には、新規・既存の取組にかかわらず、関連する取組ごとに整理した上で記載されとの理解でよい。

#### ○高齢企画課長

新規・既存の取組にかかわらず、関連する取組ごとに整理したほうが取組の関連性が分かりやすく、より伝わりやすいため、最終的な計画書への記載に当たっては、整理した上で記載できるよう調整していきたい。

#### ○土井委員

先ほどの草刈委員の3点目の質問に関連して確認したい。資料3,9ページ（イ）の「地域の通いの場など多様な地域資源の情報発信強化」についてである。評価指標の2では、地域資源の登録数の目標値が2,700件とされており、令和7年度実績の2,654件から46件の増加となっている。この目標設定を見る限り、

地域資源は今後、登録数が大幅に増加することが見込まれるものではなく、一定程度充足している状況にあると判断しているのか。

また、そのような認識を前提に、今後は既存の地域資源を広く周知すること、あるいは検索機能を充実させることを目標としているのか。

#### ○地域包括ケア推進課長

地域資源については、現在約2,700件を把握しているが、この水準はここ2年程度大きく変動していない状況である。地域包括支援センターにおいても、地域とのやり取りを通じて新たな地域資源の把握等に努めているところであるが、直近の動向を踏まえると、今後、地域資源の数が大幅に増加していくという状況にはないと想定している。このような状況を踏まえて、可能な範囲で地域資源の登録数を増やしていくことを目標として設定している。

一方で、現状では地域資源に関する情報へ誰もが容易にアクセスできる状況にはなっていない。そのため、誰でも地域資源を検索し、地域内のどこにどのような活動の場があるのかを把握できるようにすることで、介護予防事業の参加者をその先の地域活動につなげやすくなるとの意見もいただいている。こうしたことから、情報発信や検索機能の充実などに取り組むこととしている。

#### ○土井委員

介護予防に関する活動に携わっている立場から、地域資源についてさらに充実させていただきたいとの思いがあり、確認させていただいた。

#### ○佐々木委員

まず、資料3,4ページの「介護家族への支援」についてである。「高齢者を介護する家族に対して」と記載されているが、ここでいう家族にはヤングケアラーも含まれるのか。また、主な取組として記載されている「介護家族向け相談会」についても、ヤングケアラーを対象に含んでいるのか伺いたい。

次に、同じ施策において、下段の2つの取組が認知症に関する内容となっているが、認知症については施策6でも重点的に取り上げられているところである。その中で、これらの取組を本施策にも位置付けている理由についてご説明いただきたい。

また、先ほど施策の評価に関する説明があったが、主な取組の評価について改めてご説明いただきたい。先ほど山口委員からも発言のあった見守り活動や、私自身改善の要望を聞いている訪問理美容サービスの提供など、掲げられている主な取組について、単に実施の有無だけでなく、その効果や課題についても把握することが重要であると考えます。そのため、こうした個々の取組については、どのような方法で誰が分析するのか伺いたい。

#### ○地域包括ケア推進課長

まず1点目の、介護家族への支援における「家族」にヤングケアラーが含まれるのかという点についてであるが、ヤングケアラーも含めて捉えている。ヤングケアラーからの相談があった場合には、相談支援を行っているところである。

次に、認知症に関する取組についてであるが、認知症施策全体については別の施策において整理しており、次回の合同委員会で改めて示す予定である。一方、本項目では、介護家族支援との関連が深い取組を抜き出して記載している。

#### ○高齢企画課長

事業の評価については、事業の実施だけでなく、周知広報を含めた事業手法や効果を評価していくことが重要であると認識している。現計画については、毎年度、事業の実績について報告を行っているが、その内容は主に実績報告にとどまっている状況である。今後は、個々の事業について、どのような観点で評価を行うべきかも含めて検討するとともに、その評価結果をどのような形でお示しできるかについても検討していきたい。

#### ○佐々木委員

先ほどの説明で、「家族」にはヤングケアラーも含まれるとのことであったが、その点は質問しなければ分からない資料の記載になっているように感じる。ヤングケアラーについては近年、社会的な課題として広く認識されていることから、ヤングケアラーも含まれることが明確に伝わる表現で計画や資料に記載していただきたい。

#### ○地域包括ケア推進課長

どのような方を支援対象として想定しているのかが分かるよう、より明確な記載となるよう工夫していきたい。

#### ○猪又委員

資料3, 9ページの「地域で高齢者を見守る体制づくり」についてであるが、非常に重要な視点であると考えている。仙台市は単身高齢者の割合が高い自治体の一つであり、こうした中で、民生委員児童委員や地域包括支援センターをはじめとする関係者が見守り活動を担っていることは認識している。一方で、実際にはなかなか会うことができない方もおり、見守りや声掛けが十分に行き届かないケースもあると感じている。今回の施策では、ICT等を活用した見守りの推進が示されているが、このような取組は今後ますます重要になると考える。

また、本計画は令和9年度から令和11年度までの3か年計画となるが、この期間においては、生成AIを含むAI技術が大きく進展していくことが想定される。実際に、生成AIは利用者との対話が可能な段階に達しており、高齢者の日常的な相談相手やコミュニケーションの手段として活用される事例も増えているが、本施策における「ICT等」の中には、生成AIを含むAI技術の活用も含まれているとの理解でよいのか。また、今後の見守り支援や高齢者支援におけるAIや生成AIの活用について、どのように認識しているのか伺いたい。

#### ○高齢企画課長

ご指摘のとおり、民生委員児童委員のみで高齢者を見守りを行うことには限界があると認識しており、「ICT等を活用した見守りシステムの調査・検討」を今後進めていくということで考えている。ご質問のAIについては、本施策における「ICT等」に含まれるものと考えている。生成AIをはじめとするAI技術は急速に進展しており、今後3年間でどのように発展していくかを現時点で正確に見通すことは難しい状況である。

一方で、こうした技術は、一人暮らし高齢者等を見守り支援をより効率的かつ効果的に実施できる可能性があると考えている。そのため、AI等を活用した見守りシステムについて調査・検討を進めていきたいと考えている。

#### ○山口委員

資料3, 5ページの「災害対応力の強化」について、「避難行動要支援者名簿の整備」に関しては、以前の「災害時要援護者登録制度」から名称が変更されているため、その経緯が分かるような説明を記載したほうがよいのではないかと考える。計画書においても注釈等で補足することで、より分かりやすくなると考える。

#### ○高齢企画課長

避難行動要支援者名簿については、従前の「災害時要援護者登録制度」から制度や名称が変更されていることから、その経緯が分かるような形で計画に記載したい。

#### ○加藤委員

「災害対応力の強化」における福祉避難所の開設についてであるが、実際の運用に当たっては様々な課題があると認識している。例えば、災害発生時には、福祉避難所を運営する施設自体が被災している可能性があるほか、そこで従事する職員も被災者となることが想定される。

能登半島地震においては、福祉避難所として指定されていても、介護人材不足等の理由により開設できなかった事例があったと認識している。そのため、福祉避難所の指定を進めるだけでなく、こうした実際の運営上の課題についても十分に踏まえながら、実効性のある体制整備を進めていただきたい。

また、一般避難所において避難所運営に関する支援ガイド等の普及啓発は行われているのか伺いたい。学会等においても支援ガイドが作成されていることから、そうした資料も活用しながら、あらかじめ避難所となる施設等に周知・配置しておくなど、平時からの準備や体制整備の観点も含めて、本計画の中で検討を進めていただきたい。

#### ○高齢企画課長

福祉避難所については、協定締結や指定の取組を進めているところであるが、災害時には福祉避難所となる施設自体も被災している可能性があり、実際にどのような形で協力をいただけるのかは課題があると認識している。そのため、各福祉避難所との調整を進めながら、より実効性のある避難所運営ができるよう努めていきたいと考えている。

また、避難所運営に関するガイドやマニュアルについては、仙台市においても各避難所で活用できるよう整備を進めているところである。しかしながら、実際に災害が発生した際に、その内容を踏まえた対応が十分に行えるかという点については課題があると認識している。高齢者や障害者など、多様な配慮を必要とする避難者がいる中で、どのような避難所運営ができるのか検討していく必要がある。どのような形で避難所の整備を図ることができるか、所管課とも協議しながら検討していきたい。

#### ○小野寺委員

資料3, 4ページの「介護予防・日常生活支援総合事業による生活支援」において、「介護予防・日常生活支援総合事業」という表現が用いられているが、実務に携わる者にとっても、制度やサービス区分の名称が分かりにくいと感じることがある。例えば、「訪問介護」は要介護者向けのサービスを指す一方で、「訪問型サービス」という表現になると、訪問介護型サービスや生活支援訪問型サービスなど複数の類型が含まれるため、整理が難しく、誤解や混乱が生じることもある。制度上の名称であるため変更が難しい部分もあると思うが、実際に業務に携わる関係者にも分かりやすく理解できるような表現や説明の工夫について検討していただきたい。

また、本計画ではサービスの充実や普及啓発の強化、認知度の向上、理念の理解促進などが掲げられているが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーと話をする中でも、「介護予防・日常生活支援総合事業」そのものについて十分理解されていない場合があると感じている。制度の内容や趣旨が関係者に十分浸透していなければ、市が進める事業の活用や推進にも影響を及ぼしかねない。そのため、関係機関やケアマネジャー等への周知や理解促進についても、引き続き取り組んでいきたい。

#### ○地域包括ケア推進課長

日常生活支援総合事業については、ご指摘のとおり、地域包括支援センターをはじめとする関係者との意見交換の中でも、事業にどのようなサービスが含まれているのか、誰が利用対象となるのかが分かりにくいとの声をいただいているところである。このため、次期計画期間においては、制度の理解促進に関する取組を位置付けている。事業の正式名称は制度上のものであるが、市民や関係者により分かりやすく伝えるため、愛称の活用や平易な表現の使用などについても検討していきたいと考えている。制度上、名称の変更が難しい部分もあるが、可能な範囲で工夫を行いながら、理解促進に取り組んでいきたい。

#### (2) 介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について 高齢企画課長から説明（資料4）

##### <質問事項>

##### ○佐々木委員

まず、これまで実績を積み重ねてきた中で、国の補助制度が終了した後も、激変緩和措置として仙台市が事業を継続して実施されてきたことに感謝申し上げたい。

この制度移行について、なぜ本審議会で審議事項として取り扱うのか。介護保険財源を用いて実施している事業であることから、本審議会に諮っているものなのか。この移行について当委員会が意見を述べる根拠となる法令や制度上の位置付けについてご説明いただきたい。

##### ○高齢企画課長

介護用品支給事業を保健福祉事業として実施する場合は、最終的に介護保険事業計画における介護保険料に関わる内容であることから、介護保険法に基づいてお諮りしているものである。今回、本審議会にお示ししているのは、11月に予定している介護保険料に関する審議に先立ち、介護用品支給事業について介護保険料を財源とする保健福祉事業として実施したいという考えについて、あらかじめ説明させていただくためである。したがって、今回の説明は、今後の介護保険料の審議に関連する事項として、事前に事業内容や方向性をご理解いただくために行っているものである。

##### ○福寿会長

仮に合同委員会において、事業の必要性について理解が得られた場合であっても、必ずしも予算が措置されとは限らないということか。

##### ○高齢企画課長

介護用品支給事業については、保健福祉事業として継続して実施していきたいと考えており、その場

合の経費は介護保険料に反映されることとなる。試算では、従前は月額3.1円程度であった負担が、月額15円程度となる見込みである。そのため、最終的な介護保険料の水準をお示しした上で、当該事業を保健福祉事業として継続して実施することが適当かどうかについて、介護保険料の審議の際に併せてご判断いただきたいと考えている。

3. その他

なし

4. 閉会